

No. 11

岩 内 町 火 災 復 興 都 市 計 画

準 員 北海道土木部都市計画課 水 島 八 郎

1. 緒 言

昭和 27 年 9 月 26 日本道を襲った颱風 15 号下の岩内町の大火は、戦後昭和 22 年の飯田市及び昭和 27 年の鳥取市の大火と並び戦後の 3 大大火と言われる程大規模のものであつた。この岩内町大火は、本道としては、昭和 9 年の函館大火に次ぐ甚大なものであり、又その延焼状況は、函館市の大火と非常によく類似しているところがある。函館市の山手谷地頭町から出火し、弁天町方面に向ひ海岸に出て自然鎮火と思われたが途中方向を転換して地蔵町、堀川町方面に延焼してあの大火となつたのであるが、岩内町の場合においても、山手に当る相生町の一角から火を発し、御崎方面に火の手が拡がり、海岸に出て自然鎮火と予想されたが御崎を焼き更に方向を転じ

て万代、大浜方面に延焼し自然鎮火したものである。この延焼状況は後述するが焼失区域図(図 1)のとおりである。大火直後余燼の尚つきぬとき、道庁においては、現地に赴き町当局と大火の原因、市街構成上の防火的弱点水利の問題などを検討し、復興都市計画を急速に樹立するべく措置をとつたのである。火災の詳細な状況に関しては、岩内町大火調査概報(建築広報 1954. 10. 災害特集 No. 2)に詳細に掲記されているので、ここでは唯当時の概況並びに大火災発生の原因を述べ復興都市計画の概要と現在までの復興都市計画事業の進捗状況を紹介することにした。

2. 岩内町概況

岩内町は、明治 32 年 1 級町村制を施行され、その後

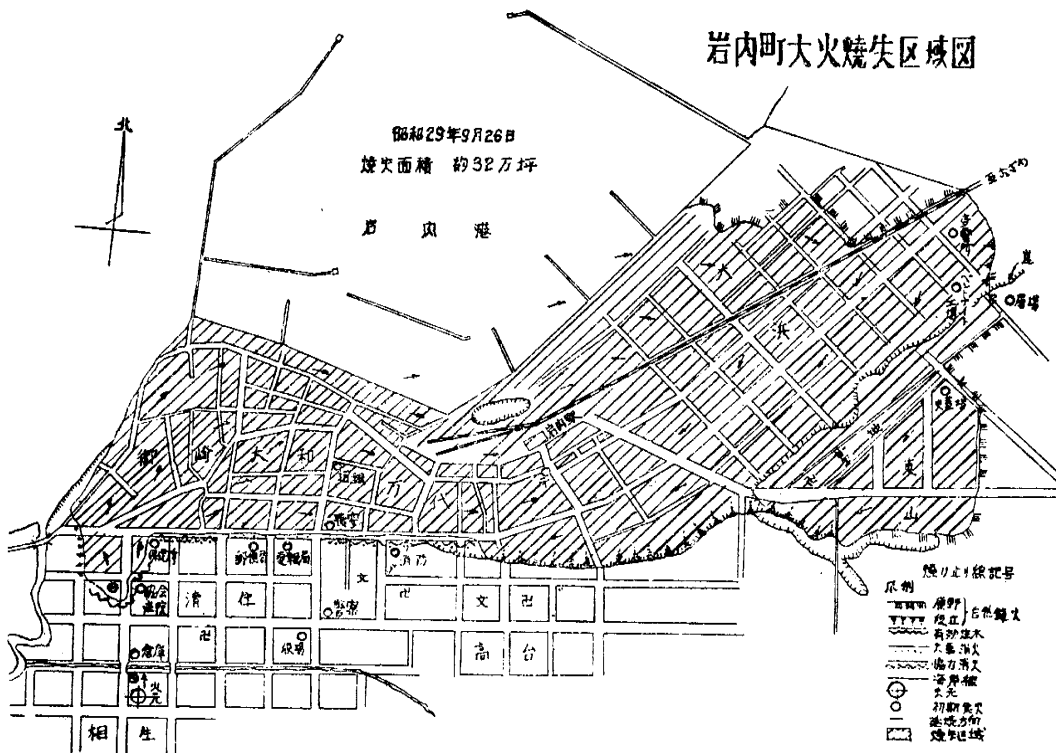
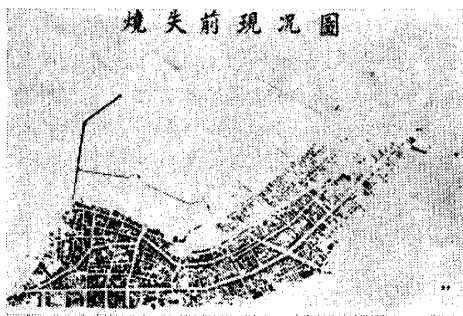


図-1

50 有余年を経て今日の隆盛をみたのであるが、この間大正末期から鯉の廻遊皆無となり一時町勢衰退を呈したがこれに代る水産加工業のぼつ興に伴って水産物の集散地として生氣を取り戻したものである。元来岩内町は、漁村部落から漁港市街地として発展したもので、港湾と国鉄線との間は、水産加工場、造船場、公共物揚場等利用され、国鉄沿線は商業地帯、駅前通附近は繁華街を形成している。その他高台方面は住宅地となっており、長年に亘り自然発展に放置されていた関係から他の漁港市街地に見受けられるような不規則雑然とした市街地となり町当局においてつとに都市計画施設の必要を痛感し、昭和 29 年火災直前都市計画策定に必要な縮尺 1/600 の現況測量図を完了している。



図—2

3. 災害概況

昭和 29 年 9 月 26 日 20 時 20 分、折から颶風 15 号来襲時に岩内町南西に位する町内字相生 29 番地木造 11 世帯を収容するアパート建物から出火、当時 37.6 m の南の強風にあおられ 70 m 離れた住宅に飛火、消防車を動員して消火に努めたが風速盛々猛威を振い、更に 100 m 風下の住宅に飛火、40 m の烈風下にあつて 3 箇所の飛火という結果を生じ避難民の右往左往するうちに火勢は忽ちにして附近一帯に拡がり大混乱を呈し、遂に 6 台のポンプだけでは手の施しようもない事態に陥つた。然し風向の状況より海岸線に防火線を張り、延焼を守る態勢をとつたが、不運にも風向が南西に移り遂に東方へ延焼する因を作つた。しかし風は間もなく南西より真西の烈風となり、東方への延焼効果を更にあげ、これに飛火という現象を来し、恰も空襲火災における状態を惹起し、結局消防力は高台通りに分散配置し、南西する連建建物の延焼防禦に当つた。この際隣村各方面から消防車の応援が到着したので、消防車は急速に増強され計 14 台をもつて南側への延焼防止に当つた。

然し乍ら海岸通りに建ち並ぶ漁業関係用の建物をなめつくした火流は漁船用の重油ドラム罐に着火、これが火焰にあおられて爆発四方に火焰を散布、港内に繫留され

ていた漁船に引火、船火事を発生せしめ、折からの直西の風を受けて火の着いたままの漁船は大浜の砂浜に打ち上げられるという惨状を呈し、これが大浜方向への飛火となり 24 時近くに至つては風速 53 m という突風の襲来に伴い、火勢猛り狂い全町一面火の海と化し、結局全町の 8 割を灰塵に帰し 27 日 6 時自然鎮火するに至つた(昭和 29 年 9 月 26 日颶風 15 号による岩内町災害状況調査書による)。

1. 人口	24,062 人
2. 戸数	4,470 戸
3. 罹災人口	16,622 人
4. 罹災戸数	3,298 戸
5. 焼失面積	約 32 万坪
6. 延焼速度	1 分 550 坪
7. 湿度	発火時 65%
8. 風速	37.6 m/sec
9. 風向	SSE
10. 発火時刻	9 月 26 日 20 時 20 分
11. 延焼時間	約 10 時間
12. 防火水利	

市街には水が豊富であり、相当の水量がある用水溝があつたが、この用水の維持管理が良好でなく特に烈風中の飛散した柱や板材に(用水に掩蓋がないため)流水が妨げられ、消火に必要な箇所に必要な水量が供給されなかつた。

4. 岩内町の防火的弱點とその対策

岩内町の防火的弱點は凡そ次の 3 点に要約することができる。第 1 は市街地の地形上の位置であり、今回焼失した稠密市街は北面して日本海と又南接して高台と称せられる段丘の間に包まれた扇状を呈している低地であり、恒風の影響が特に多い場所である。今回の火災は颶風 15 号の襲来という異状気象下におけるものであり、猛な烈風力と風向の変化に翻弄されたのが特徴であつたが、地理的位置と地形上海より真正面に襲来する真北の風に常に恐威を感じている。第 2 は建築物の過密、道路その他の公共用地の過小である。特に岩内町はこの傾向が著しい。

岩内町は北海道としても古くから開けた漁港であるため異常と思われる程過密である、参考に区画整理区域内の各字母の 1 筆当たり坪数を記すと次表の通りとなる。

次の表よりみると 1 筆当たり 100 坪未満のもの御崎、大和、万代、清住、高台は漁港市街よりの古い市街地であり、大浜は水産加工場地帯で区画がやや整然としている。東山は全くの農耕地であり、旧市街地の過密を調整するため区画整理区内に含め、公営住宅(1 戸 9 坪ブロック建)約 290 戸の建設を進めている。第 3 は、防火水利

現形図

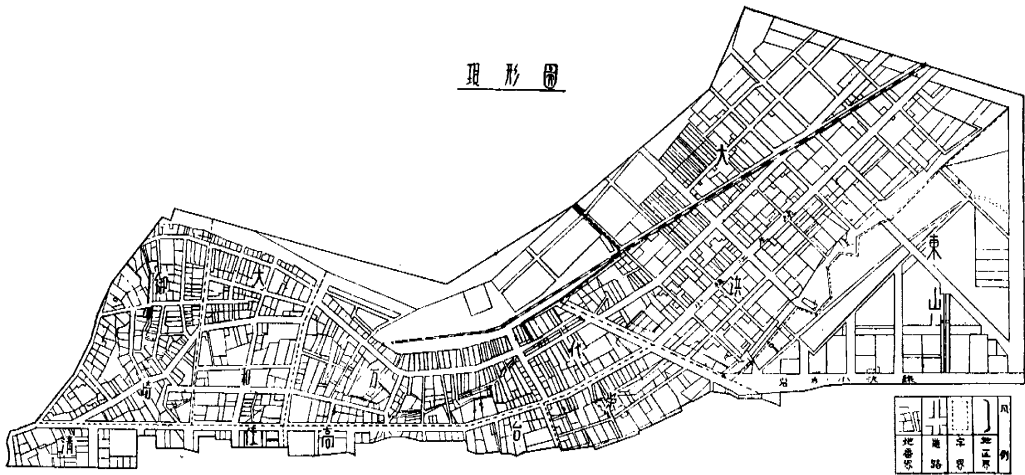


図-3

表-1

種別 字別	民有地積 (坪)	筆数 (筆)	1筆当り 坪数
御崎	31,706	415	76.4
大和	20,976	303	69.2
万代	45,525	571	79.7
大浜	126,521	732	172.8
栄	16,854	122	138.1
高台	8,512	105	81.1
清住	14,328	147	97.5
東山	61,886	54	1,146.0
計	326,308	2,449	133.2

(昭和29年10月1日現在調)

であり現在自然水利を利用しているが不足であり、前述したようにこの水利施設も不完全で維持管理も充分でない。上水道建設については現在の町財政では到底望むべくもないから、自然水利の利用、貯水槽の増設について努力する必要がある。又現在市街を東西に貫通している国道沿いの側溝による防火用水の改良も必要である。以上のような防火的弱点を有しているため岩内町火災復興都市計画樹立に当つてはこのような弱点を除去しなければならないことは当然であるが、一途に理想計画を固執せず住民の復興を阻害することのないように焦眉の問題について深い考慮が払われなければならない。対策の立案に当つても総合都市計画の理念を云々する前に即ち都市の恒久対策を樹立する前に余りにも多くの応急対策が切迫している。火災復興事業というものはおくれればおくれる程事業費がかさみ、又復興も阻害されるので急速に実施しなければならない。

5. 復興都市計画の概要

火災発生後町当局をはじめ、建設省、道庁は、直ちにこれが対策を進め町当局においては9月27日正午緊急町議会を招集し、岩内町火災復興対策本部を設置した。建設省からは高谷都市建設課長並びに同省都市計画課奥田技官の来町を得て、復興計画の基本方針として被災地を含め約42万坪の区域に亘り都市計画土地区画整理を道施行としてすることとし道都市計画課員が連日徹宵し作業を進め昭和29年11月2日建設大臣から都市計画事業として北海道に施行命令があり昭和30年3月8日設計書並びに施行規程の認可をうけて本格的事業に着手した。事業着手前最も重要な問題は、この事業の執行者であるが、道、町、何れにすべきかと言うことで、このことについて慎重な審議検討を加えた結果、諸般の事情から道が事業主体として、これに当ることが適当であるということになり、町はこれに全面的協力をするということで、ここに道、町、一体となつて目的達成に進む体制を整えたのである。

1) 街路計画

都市災害では火災の発生を未然に防ぐことが必要であるけれども又その拡大を防ぐことも復興計画上即ち都市再建構築上更に必要なことである。これが対策には、都市計画的措置を講ずることである。即ち充分な空地を保留することであり、この空地保留の方法としては、公共用地の保留と、宅地内の保持であつて、公共用地としては、街路、公園、緑地等凡ゆる形式によつて保留されるがこれらは何れも単に防火上の効用を達するだけのものではなく各々独自の目的を有している。街路は単に交通の利便を図るものだけでなく市街地構成の基幹となることは勿論、保健、衛生上の効用も至大である。地区の幹線街路は、東西に貫通する2級国道229号(小樽・江差

線)又波止場附近から南北に道々岩内港・蘭越停車場線及び市街地の中央海岸より道々岩内・小沢線があり、これを根幹として、これに併行又は直交して30数条の町村道が配置されていたが、大浜方面の一部を除いては、その系統不規則乱雑であり、消防活動並びに延焼防止を著

しく阻害したことに鑑み、図-4(1)、(2)のように都市計画街路を決定した。

即ち2級国道を拡幅し在来18mのところを22mに、国道と駅前を結ぶ所謂駅前通りを在来17mのものを25mに計画した。

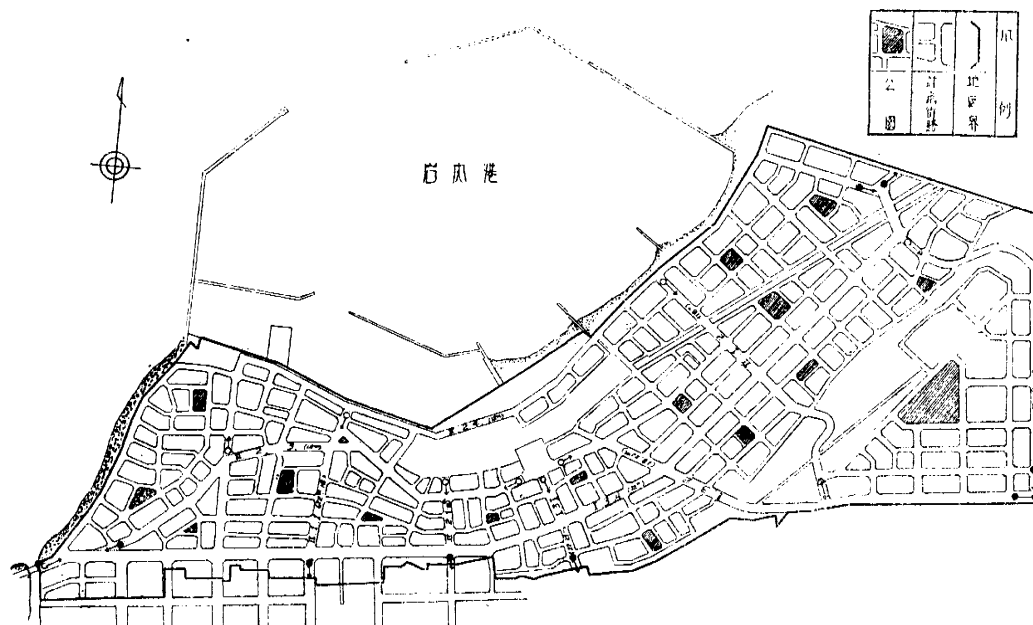


図-4(1) 街路網地

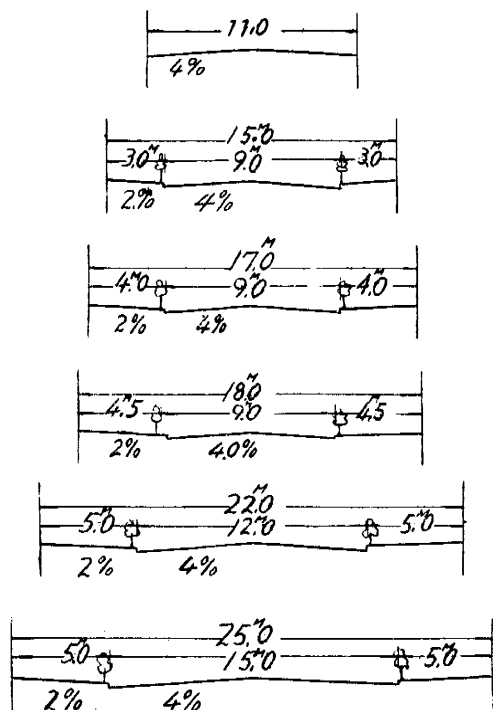


図-4(2) 横断定規図

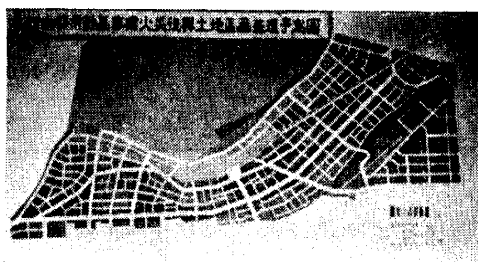
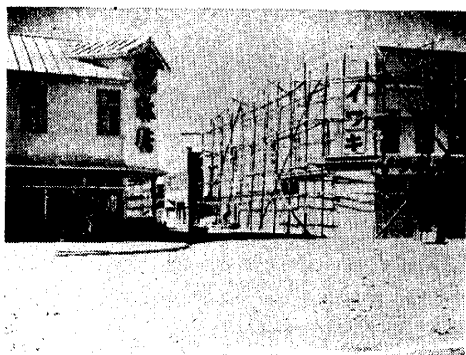


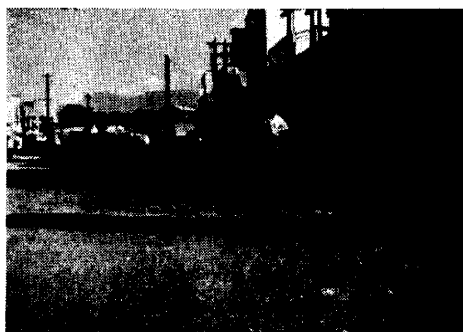
図-5



図-6 駅前線の街路工事の一部完成したところ
(向つて左端から2番目の建物は
岩内仮駅舎である)



図一7 完成した駅前通りの一部
(駅前通りと新設区画整理街路との交差)



図一8(3) 略々完成した駅前通りの一部
(図一8(1), (2)より1ヶ月後)



図一8(1) 工事中の駅前通りの一部
(中央に内径90cmのSPコンクリート
管を布設しているところ)



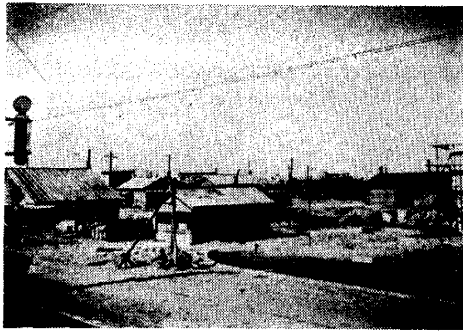
図一8(4) 駅前通りを建物引去り
しているところ



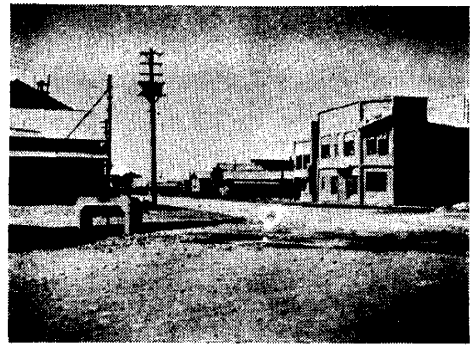
図一8(2) 工事中の駅前通りの一部
(中央に内径90cmのSPコンクリート
管を布設終ったところ)



図一8(5) 完成近い駅前通り



図—9 (1) 工事着手前の駅前広場
(向って左側の4軒は移転対象建物
右端は岩内仮駅舎)



図—10 完成された都市計画街路の一部
(都市計画街路 1・3・2)



図—9 (2) 工事着手前の駅前広場
(向って左側の木造建物は火災直後建設さ
れた岩内仮駅舎、右側のバスが停車して
いるところが、在来の駅前の線であるが
中央に見える2階建〔中央バス岩内営業
所〕まで駅前広場が拡張される)



図—11 アスバラの坂上から岩内駅を望む
(街路工事着手前)

以上の都市計画街路を根幹としてこれに区画整理街路を配置して、土地の利用増進を図るものであり、この幅員別延長次の通り。

表—3 区画整理街路

巾 員 (m)	路 線 数	延 長 (m)
22	2	98
18	4	320
15	5	806
11	12	4,459
8	51	10,987
6	66	8,245
5	1	66
4	11	665
計	152	25,646

都市計画街路の築造について「コンクリート」側溝を設け、区画整理街路は人家稠密部分については「コンクリート」側溝を設けその他の部分については土堀側溝程度とし、路面は砂利散布をし、都市計画街路においては、

表—2 都市計画街路

街路番号			街路名称	巾 員 (m)	延 長 (m)
等級	類別	番号			
1	3	1	駅 前 通	25	128
1	3	2	万代東山通	22	125
1	3	3	公 園 通	22	1,112
1	3	4	大 通	22	90
2	1	1	波 止 場 通	22	2,413
2	1	2	浜 中 大 通	22	53
2	2	1	神 社 通	18	347
2	2	2	御崎宮園通	15	710
2	2	3	万代御崎通	15	182
2	2	4	海 岸 通	15	906
2	2	4	海 岸 通	18	1,097
2	2	4	海 岸 通	15	2,085
計					9,248

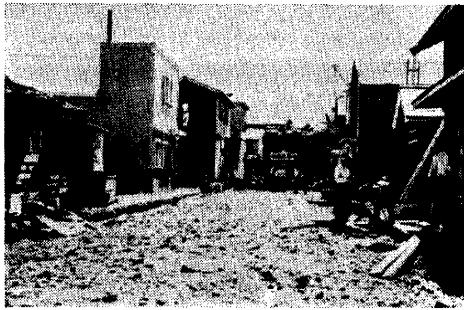


図-12 完成近い区画整理街路の一部



図-13 完成した区画整理街路の一部

歩車道区分をし、街渠柵を設置すると共に、街路樹を植栽する。

2) 公園計画

建設省から示されている公園設計標準では「住区内人

口1人当り 2m^2 以上の児童公園(少年公園・幼年公園・幼児公園)を適当に配置し、なおこの外に数近隣住区内に1箇の近隣公園を考慮する」と示されている。区画整理によつて生み出す公園は小公園が主であつて、普通近隣に居住するものの慰楽に供するものであり、岩内町の場合においては地区内罹災人口16,622人であるから設計標準によると

$$2\text{m}^2 \times 16,622 = 33,249\text{m}^2$$

が地区内の所要小公園面積となる。配置された小公園は次表によれば $38,489\text{m}^2$ となり1人当り約 2.3m^2 となつ

番号	公園名称	面積 (坪)	番号	名称公園	面積 (坪)
1	東山公園	4,576	10	汐見	562
2	きよみず	349	11	御崎	553
3	大浜	1,012	12	万代	165
4	みどり	459	13	おもない	294
5	みずしま	393	14	あかしや	446
6	旭	397	15	かもめ	659
7	橘	170	16	はまなす	659
8	うきよ	364			
9	大和	608		計	11,669

ている。上記の区画整理によつて保留した公園は、運動広場及び児童遊園地としての施設を行い、周囲の調和を考慮して植栽修景を図る。

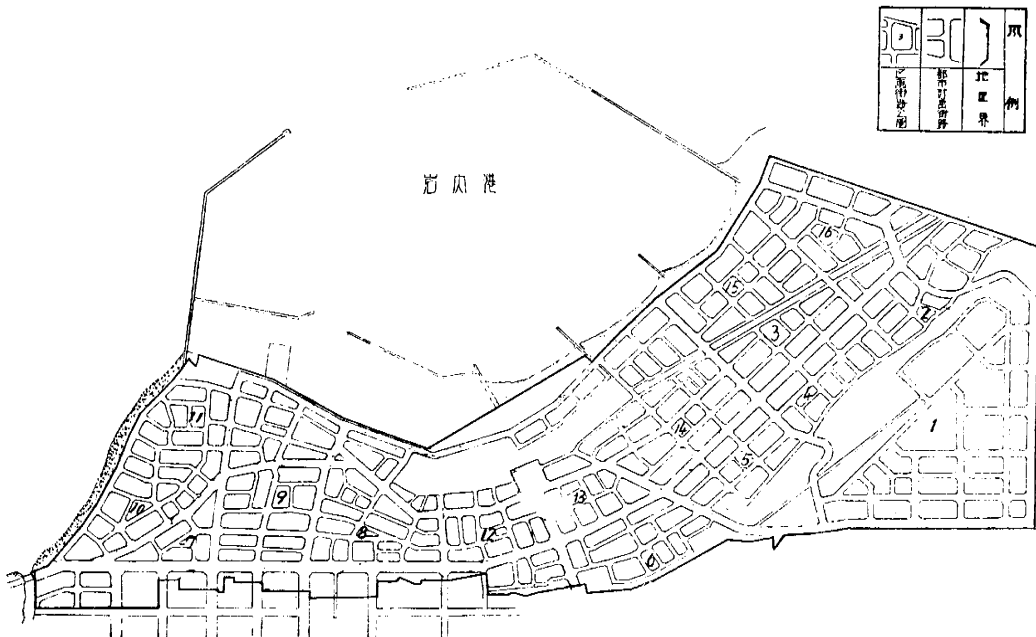


図-14 公園配置図

3) 換地計畫

換地計畫の前提として、昭和29年10月先ず道庁都市計画課において、焼失区域を含む都市計画土地区画整理区域の基本測量を開始した。本事業は本道としては、昭和9年3月21日函館大火による復興土地区画整理に次いで大規模のものであつて、その区域広汎に亘り迅速完成を期し、これに従事すべき人員は道庁直接施行として全区域の換地計畫を昭和29年12月中に決定するため、これに従事した職員は約2箇月間積極果敢に徹作して作業を行つたので予定期間中に略々換地計畫を完了し、土地関係者に公表し、爾後の建物建設が急速に進められる因を作つた。土地区画整理は、街路、公園等の計画に基づいて、宅地の利用増進を図るため土地の交換分合、区

画形質の変更を行つて、これに伴い所有権以外の登記している権利の指定をするものであつて、換地計畫の方針は各宅地を原則として公道に面することとし、換地はなるべく従前の位置附近において、整理前と同等の状況地位を有するものを交付し、整理後の土地価格を比例せしめて清算金の徴収交付を少なくするようにした。而し実際に當つては、街路、公園等の配置計画により、地区内土地の状況に著しく変更をきたしたので換地計畫上非常に困難を極めた。

換地計畫上必要な整理前後の土地の比較対照表は表-5のとおりである。

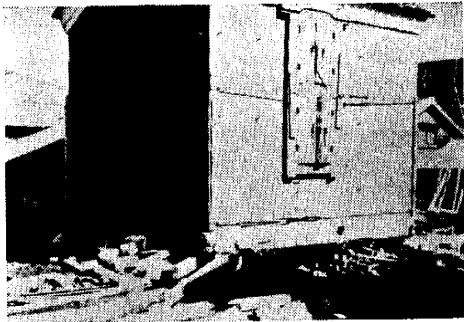
4) 建物、その他移轉計畫

土地区画整理によつて従前の宅地は自然その位置の変

表-5 整理前後における土地の筆数、地積の地目別合計対照表

地 目			地 積				筆 数					
			整理前 (坪)	%	整理後 (坪)	%	差引増 (坪)	差引減 (坪)	整理前 (筆)	整理後 (筆)	差引増 (筆)	差引減 (筆)
民 種 地	第一種地	宅 地	152,115.00	36.44	242,144.02	58.00	90,029.01	—	1,936	3,391	1,456	—
		原 野	23,697.00	5.68	—	—	—	23,697.00	35	—	—	35
		畑 種 地	76,998.00	18.44	—	—	—	76,998.00	174	—	—	174
		雜 種 地	47,605.00	11.40	—	—	—	47,605.00	230	—	—	230
		小 計	300,415.01	71.96	242,144.02	58.00	90,029.01	148,300.00	2,375	3,392	1,456	429
有 二 種 地	第二種地	郷 村 社 地	2,482.55	0.60	2,028.00	0.40	—	454.55	14	14	—	—
		公 衆 用 道 路	996.49	0.24	—	—	—	996.49	14	—	—	14
		井 溝	26.00	0.006	21.00	0.006	—	5.00	1	1	—	—
		消 防 器 具 置 場	13.00	0.004	10.00	0.004	—	3.00	1	1	—	—
		塵 芥 捨 場	666.00	0.16	544.00	0.16	—	122.00	1	1	—	—
		消 防 署 敷 地	330.00	0.07	270.00	0.07	—	60.00	2	1	—	1
		学 校 敷 地	4,770.00	1.14	3,661.65	0.88	—	1,108.35	2	1	—	1
		宅 地	1,225.00	0.32	825.00	0.20	—	400.00	2	21	19	—
		墓 地	9,980.00	2.39	7,661.07	1.83	—	2,318.93	1	1	—	—
		火 葬 場 敷 地	250.00	0.08	191.91	0.04	—	58.09	1	1	—	—
		教 会 敷 地	44.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		公 小 計	20,783.04	4.98	27,803.72	6.66	12,555.41	5,534.41	40	62	38	16
計			321,198.05	76.94	369,947.74	64.66	102,834.41	153,834.41	2,415	3,454	1,494	455
国 有 地	普通財産	宅 地	—	—	912.00	0.22	912.00	—	—	3	3	—
		畑 種 地	1,117.00	0.27	—	—	—	1,117.00	3	—	—	3
		海 浜 地	9,192.35	2.20	7,510.00	1.80	—	1,682.35	1	1	—	—
		水 道 路	1,098.00	0.26	1,048.00	0.25	—	50.00	1	1	—	—
		計	67,061.00	16.06	122,529.62	29.35	55,468.62	—	—	—	—	—
計			78,468.35	18.79	131,999.62	31.62	56,880.62	2,849.35	5	5	3	3
準 国 有 地	日本国有鉄道用地	日本国有鉄道用地	17,706.00	4.24	15,444.86	3.70	—	2,361.14	1	1	—	—
		日本専売公社用地	107.82	0.03	88.00	0.02	—	19.82	1	1	—	—
		計	17,813.82	4.27	15,532.86	3.72	—	2,380.96	2	2	—	—
合 計			417,480.22	100.00	417,480.22	100.00	158,994.72	158,964.72	2,422	3,461	1,497	458

更をきたすのを普通とするが、従前の土地に存する建物、その他工作物はこれを換地に移転しなければならず、又計画街路、公園等公共用地内に在る支障建物、その他工作物等の移転も必要であるが、大火のあつたのは冬を目前に控えた9月末であつたため仮設建築は急速に進み換地指定前のこととて、従前、計画の両者を基準として建ち並んだためその建設状況は乱雑を極めてその要移転物件は約440件に達した。



図一15(1) 駅前通りの土蔵の移転状況



図一15(2) 土蔵の移転の状況

道においては、被災直後直ちに建築基準法第84条を適用して次のように告示した。

○北海道告示第1487号

建築基準法第84条の規定に基き、昭和29年9月26日の火災により焼失した岩内町における別紙図面表示の区域内においては、都市計画法第12条に規定する土地区画整理のため必要があるので10月25日までの期間を限り左に掲げる建築することを禁止する。

別紙図面は、北海道庁及び岩内町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和29年10月26日

北海道知事 田中敏文

1. 木造以外の建築物。
2. 10坪未満の住宅及び15坪未満の店舗、事務所、店舗併用住宅、事務所併用住宅並び

に30坪未満の水産加工場以外の木造建築物、但し、知事の承認を得たものは、この限りでない。

現地の状況或いは都市計画の進捗状況からして期間延長の必要を生じ、建設大臣より、期間延長の承認を得て更に次の期間延長の告示を行った。

○北海道告示第1610号

建築基準法第84条第1項の規定に基き昭和29年10月6日北海道告示第1487号をもつて指定した岩内町の指定区域内における建築物の建築禁止については、同条第2項の規定により、その期間を11月25日まで延期する。

昭和29年11月1日

北海道知事 田中敏文

上記告示の趣旨に鑑み、補償対象基準を次のように一応定めた。

1. 昭和29年11月25日までに建築された家屋のうち次の如き坪数までとして、その家屋に現在使用されている「ポンプ」、基礎、その他工作物等公共用地、換地上支障あるもの。
 - イ 住宅は10坪。
 - ロ 店舗事務所、店舗併用住宅は15坪。
 - ハ 水産加工場は30坪。
 - ニ 倉庫類は15坪。
2. 残存堅牢建築(鉄骨、石蔵、煉瓦造)のうち公共用地、換地上支障あるもの。

移転計画樹立に当つては、事業施設行上遺憾のないようにするため種々考究の結果、移転混乱を防ぎ秩序的に移転するような方法を探つた。次いで現状調査に基き作製した現況図及び換地予定地指定図とを彼此対照して移転を要するものとししないものと決定の上、移転を要するものについては更に現在地における状態及び換地の位置、地積等を審査し建物各戸について移転順位、工法並びに工期を決定した。移転工法は、曳方、移築及び一部除却の3大工法に大別し、現在地と換地との関係並びに移転すべき建物の構造等について考慮し、その1、若しくは、2以上の工法を併せ適用した。なお換地が現在地とその形状は全く異なり、前記3工法の何れにもよられない場合は、特別移築工法として建物の全体に亘り模様替をし、換地に移築するようにした。

移転に関する「施行規程」の關係条文次のとおり。

(建築物工作物等の移転、除却の補償)

第10条 従前の土地にある建築物、工作物を移転除却又は破毀する期限及び損害補償金額を定めるものとする。

- (2) 前項の協議不調のとき若しくは、協議することができないとき又は期限内に移転除却又は破毀しないときは、整理施行者がこれらの物件を移転除却又は破毀するものとする

る。この場合においては、整理施行者は施行期目を定めて建築物及び工作物の所有者及び占有者に通知するものとする。

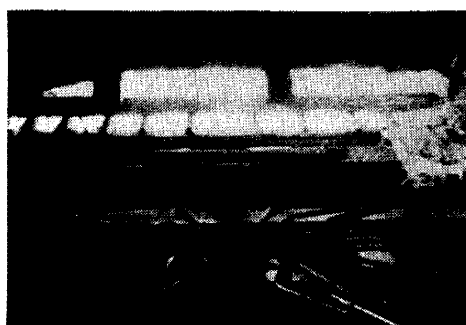
- (3) 前項の場合の損害補償額は整理施行者が定める。



図—15(3) 駅前通りの土蔵の移転状況



図—15(4) 駅前通りの土蔵の移転状況



図—15(5) 土蔵移転状況 (引去り内部装置)



図—15(6) 引ジャッキを使用しているところ
(重量物引去り用として用いられる)



図—15(7) 駅前通りの建物移転状況
(パーマメント屋が営業しながら移転しているところ)

5) 事業費及び年度割計畫

事業費総額 2億2千万円

表—6

区 分	事業費	事業費 (千円)	摘 要
区画整理事業費	415,000坪	220,000	
区 画 整 理 費	—	23,863	
測 量 費	415,000坪	4,150	坪当 10 円
換 地 清 算 費	415,000坪	14,525	坪当 35 円 { 換地 18 円 { 清算 17 円
清 掃 費	—	5,188	坪当 50 円, 焼失区域 415, 000 坪の内公 共用地 25%
移 転 補 償 費	—	144	
電 柱 移 転 費	—	144	
街 路 費	—	176,108	
幹線街路築造費	9,603m	100,243	
国 道	2,526	27,331	
そ の 他	7,077	72,912	
補助街路築造費	24,694	75,865	
水 路 費	—	7,931	
水路築造費	570m	4,731	1m当 8,300円
水槽施設費	8ヶ	3,200	1ヶ所 400,000円
公共空地費	12,450坪	3,735	坪当 300円
事 務 費	—	8,219	

表-7

区 分	総事業費 (千円)	年 度 別 内 訳 表		
		29 年 度	30 年 度	31 年 度
区画整理事業費	220,000	38,780	110,000	71,220
区 画 整 理 費	23,863	16,808	3,520	3,535
測 量 費	4,150	4,150	—	—
換地清算費	14,525	7,470	3,520	3,535
清 掃 費	5,188	5,188	—	—
移 転 補 償 費	144	—	—	—
電 柱 移 転 費	144	—	—	—
街 路 費	176,108	20,768	97,490	57,850
幹線街路築造費	100,243	4,598	59,560	36,085
補助街路築造費	75,865	16,170	37,930	21,765
水 路 費	7,931	—	4,731	3,200
水路築造費	3,200	—	4,731	—
水槽施設費	3,200	—	—	3,200
公共空地費	3,735	—	—	3,735
事 務 費	8,219	1,204	4,259	2,756

種別	種別比	区 分	区分比	進 捗 歩 合												種別比	全歩比	摘 要
	%		%	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	%	%			
現況測量	8	中心史測量	50												500	7.6		
		高低測量	20												200			
		平板測量	30												255			
		計	100												955			
確定測量	92	計画街路中心杭打	25												243	78.8		
		街区計算	10												85			
		換地各筆計算	15												128			
		換地杭打	50												400			
		計	100												856			
計%	100															(79.7) 864	()内は前月 までの出来高歩合	

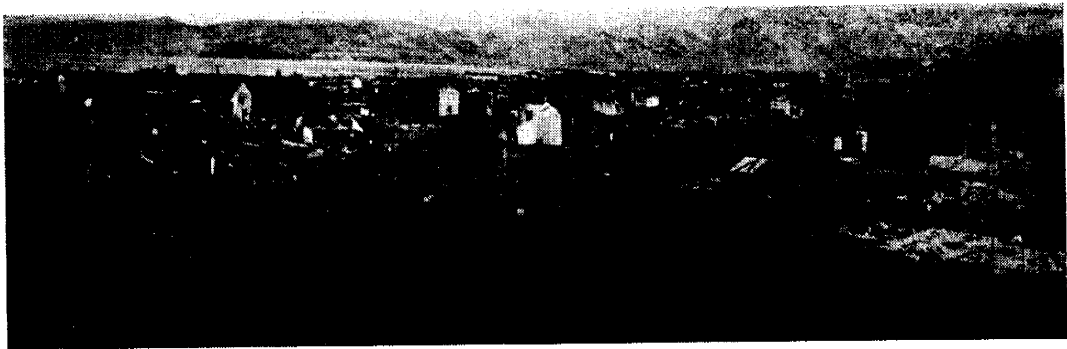
表-8(1) 測量作業工程表

昭和30年9月末現在

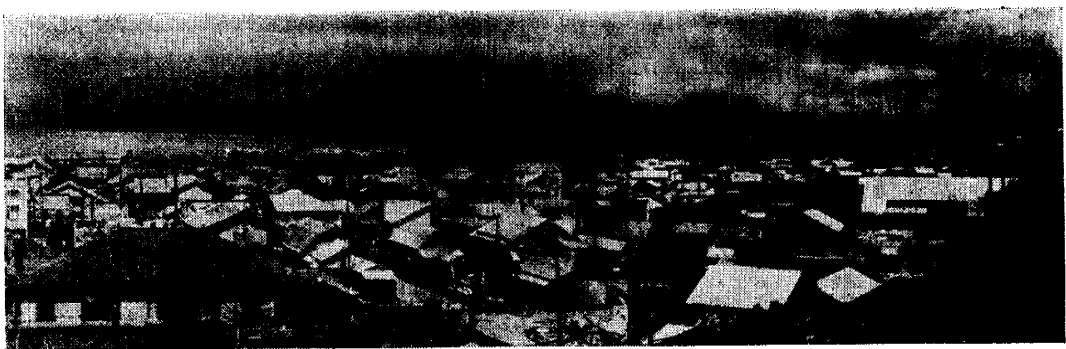




圖—16 火災前岩内町の展望



昭和 29 年 9 月 26 日 15 号颱風下一朝にして灰燼と化した岩内町の焼跡



復興目ざましい岩内町 昭和 30 年 7 月 10 日現在
 市街地復興の状況：（昭和 30 年 9 月 26 日一大火 1 年目）
 焼失家屋数 3,298 戸 復興家屋数 3,118 戸
 公営住宅ブロック 900 戸 仮設応急住宅 918 戸 自力建設 1,300 戸

種別	種別比 %	区 分	区分比 %	進 捗 率 合 計												種別比 %	全体比 %	摘 要
				0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100				
				5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5				
換 地	51.4	土地収権利基礎調査	15.0												12.8			
		整理前土地評価	12.5												3.8			
		換 地 計 画	50.0												45.0			
		換地指定事務	5.0												3.5			
		整理後土地評価	17.5												3.9			
		計	100.0												69.0	35.5		
清 算	48.6	各等清算算出	35.0															
		換地処分案作製	10.0															
		町名地番整理	5.0															
		土地収権利異動調査	10.0															
		換 地 処 分	5.0															
		登 記	17.0															
		清算金徴収支事務	18.0															
		計	100.0															
計	100.0														(34.8) 35.5	() 内は前月までの出来高歩合		

表—8(2) 換地清算作業工程表

昭和30年9月末現在

種別		補償要件		住居・路公園換地								安全 歩道 (%)	進捗率表示												摘要
				電 去 体	解 却 体	電 去 体	解 却 体	電 去 体	解 却 体	電 去 体	解 却 体		計	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	
建築物 及 工作物	住宅	計画	37			9			56		104	48.1													堅牢建築物を含む 塩蔵缶加工工場 釜等
		完了																							
	店舗併住宅	計画	91		3	2			76		222	51.8													
		完了																							
	店舗	計画	8			1			2		11	81.8													
		完了																							
	水産加工場	計画	24			2			9		35	54.3													
		完了																							
	倉庫類	計画	16			2			7		25	52.0													
		完了																							
井用井戸	計画	14						8		22	59.1														
	完了																								
電柱	計画																								
	完了																								
その他	計画	10			3			7		20	45.0														
	完了																								
計	計画	202		5	17			215		439	50.0														
	完了																								

表—8(3) 建物工作物移転補償関係作業工程表

昭和30年9月末現在

6. 復興都市計画の進捗状況

岩内町の火災復興都市計画の実施は、岩内町にとつては歴史の切り替えとも言ふべき画期的な大事業であり従つて幾多の困難も予想されたが、町当局、道庁間の緊密な連絡によつて事業は着々と進展し、日一日と新しい

様相の市街地が建設されている。これ程順調に進んだ火災復興都市計画は昭和24年の飯田市の復興都市計画と並んで空前のものとする。大火1週年を迎えて火災当初より現地処理の責任者として幾多苦難の途を歩んできた過去を顧みて感慨無量である。